

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第37回家きん疾病小委員会概要
(平成23年1月22日開催)

- 1 本病の防疫措置に当たっては、初動の対応が重要であり、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、移動制限、迅速な殺処分及び焼埋却及び消毒等の一連の防疫措置を徹底すること。
- 2 移動制限区域内の他の農場について、感染の有無を確認するため、速やかに発生状況検査を実施すること。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置すること。
- 4 本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路の究明が重要であり、そのためには、科学的なデータに基づいた詳細な疫学的調査が不可欠である。そこで、ウイルス学、疫学、野生動物等の専門家からなる疫学調査チームを速やかに現地に派遣し、専門的な見地から感染経路の究明に当たると同時に防疫措置についても助言すること。
- 5 特に人への感染予防の観点から、公衆衛生部局との連携を密にすること。
※当該事項は、感染の恐れのある生きた家きんと接触する防疫作業者に関するものであり、家きん卵、家きん肉を食べることにより鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない
- 6 移動制限区域内の発生状況検査結果をふまえ、以下のようにして差し支えないこと。
 - (1) 移動制限区域内の採卵鶏農家の検査結果がすべて陰性であれば、鶏卵を出荷すること
 - (2) (1)に加えて、移動制限区域内のブロイラー農家の検査結果がすべて陰性であれば、移動制限区域を縮小し、半径5 kmから10 kmの範囲を搬出制限区域とし、搬出制限区域内のブロイラーを移動制限区域外(「搬出制限区域」及び「搬出制限区域の外の区域」)の食鳥処理場に出荷すること。